

iPS 細胞技術の普及推進に向けた特設サイト構築・運営業務 受託候補者募集要項

1 委託業務の名称

iPS 細胞技術の普及推進に向けた特設サイト構築・運営業務

2 委託契約内容

(1) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(2) 委託金額

7,000千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 委託内容

別添仕様書のとおり

3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、京都市税、消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 令和8年2月1日において、直前2営業年度以上の営業実績を有すること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
- (7) 過去5年以内において、各種法人（一般社団法人、公益社団法人、公益財団法人等）または医療・バイオ研究機関等が運営する、医療関連のWEBサイト（特設サイトを含む）の構築の実績を有すること。

4 提出書類

以下資料を記載の部数、提出すること。

資料名	部数	備考
参加表明書 【様式1】	1部	
企画提案書（任意様式）	6部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本業務で構築を想定しているサイトの階層構造（サイトマップ）、および主要画面のレイアウトや導線設計（ワイヤーフレーム等）が具体的に分かる資料を添付すること。 ○ 本業務の委託期間および公開時期に合わせ、要件定義、デザイン制作、サイト構築、検証・調整から本番公開にいたるまでの具体的な作業工程、および事務局との連携フローを明記した「制作スケジュール（工程表・ガントチャート等）」を記載すること。 本業務を円滑かつ確実にを行うための「業務実施体制図」を記載すること。体制の構築にあたっては、以下の要件を満たす適切な者を配置すること。また、双方の略歴および過去の主な担当実績（ポートフォリオ等）を添付すること。 ・プロジェクトマネージャー（総括責任者）： 本業務全体を統括し、事務局との連絡調整を責任をもって行う者を配置すること。 ・アートディレクター（デザイン統括責任者）： 全体のトーン&マナーを統括し、直感的なUI/UX設計および専門情報の視覚化設計を統括する者を配置すること。なお、過去5年以内に、医療分野の同等以上の規模のコミュニケーション構築業務において、アートディレクター（またはそれに準ずるデザイン統括責任者）として従事した実績を有すること。 ○ 1部は社名を記載し、残り5部は社名なしで作成すること。

見積書（任意様式）	6部	<ul style="list-style-type: none"> 宛先は京都再生医療等支援事業運営協議会長とすること 消費税及び地方消費税相当額は10%で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること 1部は社名を記載し、残り5部は社名なしで作成すること 企画費等で計上するものについては、可能な限り積算根拠を明示すること。
会社概要	6部	<ul style="list-style-type: none"> 会社概要が分かるパンフレット等
業務実績調書【様式2】	6部	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある場合にのみ提出。
その他、特に本事業の品質向上に寄与すると思われる資料等	1部	任意提出

また、京都市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

資料名	部数	備考
履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	1部	申請日前3箇月以内に発行のもの（写し可）
印鑑証明書	1部	
納税証明書（国税及び京都市税）	各1部	
誓約書【様式3】	1部	

5 提出書類の提出方法

(1) 提出方法

下記、提出場所のメールアドレスにデータを送付

(2) 提出受付期間

令和8年6月12日（金）から8年6月23日（火）午後5時まで

(3) 提出場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
 京都市産業観光局スタートアップ・産学連携推進室内
 京都再生医療等支援事業運営協議会事務局
 担当：久保田、岡田
 Mail: kuqbd306@city.kyoto.lg.jp
 okqbd371@city.kyoto.lg.jp
 Tel:075-222-324

6 企画提案に関する質問・回答

(1) 受付期間

令和8年6月12日（金）から8年6月18日（木）午後5時まで

※期限後の質問は、一切受け付けません。

(2) 質問方法

電子メールにより、メール件名に「iPS 細胞技術の普及推進に向けた特設サイト構築・運営業務に係る質問」とし、メール本文に質問事項を簡潔に記すこと。

(3) 受付先メールアドレス

kuqbd306@city.kyoto.lg.jp

okqbd371@city.kyoto.lg.jp

(4) 回答予定日及び方法

令和8年6月22日（月）

全ての質問及び回答については、質問のあった電子メール宛に返信することで回答とする。

7 提案の審査・選定等

(1) 受託候補者の決定

iPS 細胞技術の普及推進に向けた特設サイト構築・運営業務受託候補者選定委員会が、下記「評価基準」に基づいて行い、合計点が60点以上の者の中から、点数が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

評価項目	評価の着眼点	評価のポイント	評価点
提案内容	企画・構成・デザイン	全体のコンセプト、デザインの優位性、ターゲット層に応じたユーザーインターフェース(UI/UX)の視点が優れているか。	20
提案内容	コンテンツの充実度	iPS 細胞技術や再生医療の普及啓発・情報発信プラットフォームとして、適切かつ効果的なコンテンツが提案されているか。	10
提案内容	アクセス向上対策	SEO対策が十分に検討されているか。	15
提案内容	機能性・仕組み	サイト内での回遊性向上やマッチングを促す効果的な仕組みが提案されているか。	20
提案内容	運用・保守体制	納品後の円滑な管理・運用保守体制および情報セキュリティ対策が十分に構築されているか。	10
業務実績	類似業務の実績	本業務に類似した業務の実績。	15

評価項目	評価の着眼点	評価のポイント	評価点
見積額	価格の妥当性	10 点× ((契約金額の上限－自社の見積額) / (契約金額の上限－参加者のうち最低見積額)) ※小数点第1位は四捨五入	10
合計			100

(2) 選定結果の通知

令和8年6月26日（金）以降に提出のあった電子メール宛に審査結果を通知する。

(3) 審査後の手続き

選定した受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容及び契約条件について合意した後に委託契約を締結する。受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の事業者を受託候補者として協議を行い、合意した後に委託契約を締結する。

また、受託候補者との協議において、仕様書や企画提案書の内容を一部修正する場合があります。

8 留意事項

(1) 失格となる参加表明書及び企画提案書

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出方法、提出受付期間、提出場所に適合しないもの
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) その他

- ア すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。
- イ 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出書類は返却しない。
- ウ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めない。

9 その他

- (1) 本事業に係る監査が行われる場合は、委託契約期間終了後を含めて必ず協力すること。
- (2) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て京都再生医療等支援事業運営協議会に帰属するものとします。
- (3) 企画内容に関しては、京都再生医療等支援事業運営協議会事務局が最終的に決定するものとします。